地域雇用開発助成金(地域指定)のご案内

雇用が厳しい地域で事業所設置等をお考えの事業主様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域」及び「過疎等雇用改善地域」 において、事業所の設置・整備に伴い、その地域の求職者を雇い入れた事業主に 対して支給する助成金です。(創業の場合は支給金加算あり)

このたび、令和6年4月1日よりハローワーク大和高田管内地域が「同意雇用開発促進地域」に指定されました。指定期間は令和9年3月31日までの3年間となっています。

また、ハローワーク大和高田及びハローワーク桜井管内地域において「過疎等雇用改善地域」が指定されました。指定期間は令和7年3月31日までの1年間となっています。

指定地域での事業所設置・整備と求職者雇用をお考えの事業主様におかれましては、管轄のハローワーク又は奈良労働局助成金センターまでご相談ください。

同意雇用開発促進地域

(求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域)

ハローワーク	対象市町村	期間
大和高田	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、 河合町	令和6年4月1日~ 令和9年3月31日

過疎等雇用改善地域

(若年層・壮年層の流出が著しい地域)

ハローワーク	対象市町村	期間
大和高田	高取町、明日香村	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日
桜井	宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村	

※管轄ハローワーク及び奈良労働局助成金センターの連絡先は以下の通りです。

ハローワーク大和高田 ハローワーク桜井 奈良労働局助成金センター TEL 0745-52-5801(31#) TEL 0744-45-0112 TEL 0742-35-6336